

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 5月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 5月25日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	岩 永 政 則
委員	河 野 龍 二		

欠席委員

委員 西 岡 克 之

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	山 本 昭 彦
企画財政部長	久保平 敏 弘	教 育 次 長	森 川 寛 子
建設産業部長	緒 方 哲	住 民 福 祉 部 長	松 邨 清 茂
健康保険部長	中 山 庄 治	水 道 局 長	濱 伸 二
会 計 管 理 者	山 口 利 弘	総 務 課 長	荒 木 秀 一

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成30年第2回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時28分

閉 会 12時07分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻前でありますけれども定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会いたします。

6月5日招集の第2回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに議長の御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。風薫る新緑の爽やかな季節となり、大変しのぎやすい季節となりました。いよいよ6月定例会議が開催されます。定例会議では白熱した議論、審議を期待するものがあります。簡単でありますけれども、開会に当たっての御挨拶といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、町長の御挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、改めましておはようございます。先般、中学校と小学校の運動会がありまして、中学校の時どうなるかなと思ったけども、午前中できましたので何とか中学校はできましたし、小学校はもう本当に一日中天気良くて、議員皆様におかれましても、応援に駆けつけていただきまして本当にありがとうございました。子供たちの熱気と共にこの初夏も駆け上がってくるような気がする今日でありますけども、皆様方におかれましては、日々御健勝にてご活躍のこととお察し申し上げますところであります。

そして、今日は大変お忙しい中、第2回の定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。今回の定例会では報告が8件、そして議案が10件用意をしております。提案内容につきましては、所管の部長から、今から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

それではまず、報告及び提出予定議案について、それぞれ関係部局長より概要の説明をお願いいたしますと思います。まず、総務部関係について。

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆さん、おはようございます。総務部所管では報告が1件と議案1件を上程しております。まず報告1、長与町国民保護計画の一部変更についてでございますが、こちらは年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更いたしましたので、武力攻撃事態等における国民保護のための処置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、議案第41号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例でございます。こちらは特別職の職員で非常勤のものにつきまして、長与町いじめ問題対策連絡協議会等の委員を新たに追加するものでございます。総務部所管は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、企画財政部関係について。

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様、おはようございます。引き続き企画財政部所管分でございます。

まず報告2、平成29年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして報告6、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして第37号議案、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例改正の必要が生じたため地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

続きまして第38号議案、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例改正の必要が生じたため地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

最後に第46号議案、平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,472万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億1,926万7,000円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、住民福祉部関係について。

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

住民福祉部では報告が1件、議案が2件でございます。

まず報告7、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年4月10日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、議案第42号長与町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。これは家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一

部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、健康保険部関係について。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆様、おはようございます。健康保険部については、議案が2件でございます。

まず、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、建設産業部関係について。

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部では報告2件でございます。

まず報告3、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に報告8、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてですが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年5月7日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、教育委員会関係について。

森川教育次長。

○教育委員会教育次長（森川寛子君）

それでは、教育委員会所管の議案について御説明を申し上げます。

議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例です。これはいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止をはじめとするいじめ問題に対処していくために設置する組織について、新たに条例で定めるものでございます。

以上議案1件でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、水道局関係について。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。水道局所管では報告2件、議案1件でございます。

まず報告4、平成29年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして報告5、平成29年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。こちらも地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長与町水道事業の設置等に関する条例のうち、議会の同意を要する損害賠償の額について、規定を改めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございました。

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。一般質問につきましては、通告者11名、質問件数22件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、請願そして陳情につきましては、今回はございません。

○委員長（喜々津英世委員）

続きまして、委員会の付託先についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会に付託するものは、議案第40号、議案第41号、議案第46号。産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号。

なお、本会議即決につきましては、議案第37号、議案第38号、議案第39号。

以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。

続いて、会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては、6月5日火曜日から6月14日木曜日までの10日間で、5日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程。これは提案理由説明まで、そして議員全員協議会。6日水曜日、一般質問。7日木曜日、一般質問。8日金曜日、一般質問と議案審議、質疑、付託又は即決でございます。9日土曜日、10日日曜日は休会でございます。11日月曜日、付託案件審査。12日火曜日、付託案件審査。13日水曜日、付託案件審査の予備日となっております。14日木曜日、委員長報告そして採決。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

会期の説明が終わりました。

お諮りをします。

会期日程案につきましては、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、第2回定例会の会期日程につきましては以上のとおり決定いたしました。その他の件について何かございませんか。

ないようですので、執行部の方は退席願います。御苦労さまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

その他事項として、前回の議運でも決定をしておりました議会議員政治倫理条例及び施行規程についてということで、施行規程じゃなくて条例と、ここに敢えて載せたのは若干の変更、この施行規程との整合性、本来は条例に合わせて施行規程をとというのがありますが、どうしても施行規程を作る段階でこれを条例本体に入れとかなないと都合が悪いと。入れとかなないものを施行規程だけで謳うというのは、議長が以前おっしゃった条例に無いものを規程でいっぱい決めるとというのは、これはおかしいということありましたけど、そういったこともありまして条例という文言を上げております。これにつきまして事務局から説明をさせます。この横書きの条例案の修正というのがあります。これをお開きいただきたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

長与町議会議員政治倫理条例案の修正ということで、4月18日の全員協議会で最終案として承認を得ておりましたけども、施行規程の策定において条例に明記すべき事項、その他修正等があったので提案するものですということで1番上に書いております。この部分につきましては、4月18日に条例案として全員協議会にお示しをしたものの変更部分について赤でお示しをしております。左側の部分です。右側の方に修正の理由ということで書いておりますけども、まず、上から第6条でございますが、本文中の「定める」という文字を他の条文と同様、「規定する」に統一するということで変更をしております。第2項が全く新規の追加でございますが、前回の議運でお諮りをいたしました現行の第6条だけでは審査請求に時間的制限が無く、どこまでも遡れるということでございましたので、原則として1年以内とする第2項を追加するというので、条文そのものは自治法第241条第2項の住民監査請求の条文に倣ったとしております。

次に第7条でございますけども、特別委員会の設置及び運営について、元の文は審査請求を受理したときの特別委員会の設置について、議運に諮問するという文章だけでございますけども、審査請求の適否というものを、まず見る必要があるということで、特別委員会の設置の可否の前に、審査請求の適否という文言を追加をしております。修正の理由の2つ目ですけども、選管の確認で人数要件をクリアしたときは当該審査請求の適否、証拠書類を含むを検証すると共に特別委員会の設置の可否について、議会運営委員会に諮問をする。その答申を全員協議会で報告し協議をするという流れで考えております。最終的に全員協議会で当該審査請求が不適と判断されれば却下となり、適と判断されれば特別委員会設置となるということでございます。

次に第10条でございますが、元文は「委員会指摘について議長から通知があったとき」ということでございましたけども、議長から通知をするのは、委員会の審査結果を通知するということがありますので、「審査結果」に修正をしております。

第11条でございますが、請求による説明会でございますが、当初案では、何に対する説明会開催請求かが明記をしてなかったということで、この元文では何の説明会でも50人以上揃えば請求できるという文言になってしまいますので、目的と言いますか、議会の措置に対する説明会請求ということで限定をするために、赤の文言を追加したという形になっております。第7条の関係と合わせてでございますが、フローを作り直すというお話をさせていただいておまして、縦書きのフロー図でございますけども、中段の50人未満と50人以上のところの以下の流れでございますが、50人未満のときは、もう議長段階で審査請求代表者に却下通知を送るという流れは前回のとおりでございます。50人以上を満たすときに議運への諮問、これが条例7条でございますが、ここで審査請求の適否と特別委員会設置の可否を議運に諮問する。そして、議運の答申を議長が受けて、その結果を全協で報告。全協では更に答申を受けた上で、その審査請求が適してるか、不適かという判断。まずはそれが出てくると。不適であれば左側に下

りていって、審査請求代表者に却下通知を送る流れとなります。審査請求が適しているという場合はイコール特別委員会設置という括弧をつけておりますが、下に流れまして、臨時議会で設置議案を出して、特別委員会の設置をするという流れになります。その下に流れまして、条例上は特別委員会の名称はございませんので、〇〇〇〇と冠は〇にしております。特別委員会が設置されて60日以内に審査を終了と委員会審査結果報告書を議長に上げるということの流れになるということで作っております。1番左に黒の両矢印を縦に、議長の受理から特別委員会の報告書のところまで60日以内ということも一応追加をして、60日以内にフローの範囲の分をやらないといけないよということで、条例を表現させていただいております。このフローで間違いが無いということであれば、これで確定したいということで考えております。とりあえずは条例の修正の部分と、これに基づくフローの流れ、その辺りを確認していただければと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

施行規程を協議をする中で、いろんな問題点等も出てまいりましたので、条例の方に盛り込むということが必要になってこようかと思いましたが、2転3転したきらいがありますけれども、より良い条文を作るという意味では、いずれも避けて通れないと判断いたしましたので、よろしく御協議をお願いいたします。

暫時休憩して協議を進めます。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、岩永委員から提言がありました。事務局からも説明がありましており、この第7条第1項部分については、第6条に繰り上げて第3項とすると。第3項にして「議長は」のあとの「前条の規定による」というのを削除する。第3項は「議長は審査請求を受理したときは」と続けていくということでしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

そのようにさせていただきます。

次に、第7条がその下の委員会の設置及び組織運営に関してはというのが、第7条にくっつきます。そして項を繰り上げて、5項までありますけれども、第5項が4項になるというふうに手持ちの資料の修正をお願いをいたします。あとでまた整理したものは、全員協議会で提出をさせていただきます。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

フローチャートの方なんですけれども、全員協議会の終わったあとに審査請求不適と審査請求適があるんですけど、その横に特別委員会設置っていうのが入っていて、その下にまた、定例会の下にまた特別委員会設置っていうのが入っているので、これはちょっと初めて見た方はどっちで、どこで設置をされたのかなと迷ってしまうので、審査請求適だけでよろしいんじゃないでしょうか。その横の特別委員会設置っていうのは要らないんじゃないでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

全員協議会のところの審査請求適の横の括弧書きの部分を言われてると思いますけども。全員協議会で審査請求適ということは、イコール特別委員会設置が決まりますっていうことで入れたつもりだったんですが、分かりにくければ、外します。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

我々はずっと協議したので分かりますけれども、初めて見る人、あるいは町民が見た時に分かりやすいということで、このフロー図もわざわざ作ったわけですね。基本的には審査請求は適切と認められればイコール特別委員会設定ですよという意味ですので、ここが無くてもその下の流れを見ていけば分かることは分かるんです。事務局はもう消しておりますので、この特別委員会設置については、この表から削除したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

反対がないので、異議なしと認めます。

それでは今、安部委員の指摘のイコールのところは、矢印にすれば分かりやすいと今、岩永委員からアドバイスをいただきました。消さなくても適であれば特別委員会設置ですよ。それともう1つ、先程、条例で第7条を6条の3項にした関係で、この議会運営委員会の諮問は条例第7条を6条に変更をお願いします。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

他にありませんか。ないようでしたら若干、修正をしますけれども、また、これを作り直して6月5日の全員協議会の中で、18日以降の協議内容で変更した分について説明をするということでしたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、条例は以上で終わりました、施行規程に入りたいと思います。施行規程についても若干変更部分がございますので、事務局から説明を申し上げます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

施行規程、ホッチキス留めをお配りしていると思います。上の方は良いんですけども、下の方まいりまして、第5条。2ページに渡っておりますけども、前回までの決定分が黒文字の部分でございます。5条につきましては4項立てになってまして、5条1項、2項、3項、4項ということでございました。3項、4項のところは2項にまとめる、1項にまとめるということで書かせていただいておりますけども、まず、第4項でございますが、10条第2項の規定による公開の議場における陳謝は、長与町議会会議規則第113条の規定を準用すると。こちらの方は10条第2項の規定による公開議場における陳謝をどうするかということが書いてありますが、5条の第1項の方におきまして、10条第2項の公開の議場における陳謝は議長報告に次いで行うという、元々の文章がございました。同じ2項の公開議場における陳謝のことが1項と4項に書いてあったということになりましたので、事務局の方でこれは1つにまとめられるという判断をいたしまして、まず、5条の第1項の方に条例第10条2項、括弧書きで第2号としておりますが、に規定する公開の議場における陳謝は、会議規則113条の規定を準用すると。逆に元々ありました議長報告に次いで行うという部分は必要ないのではないかとということで、削ったらどうかということで線を入れてます。10条2項の第2号の括弧書き、10条2項の条例の本文は議会の措置が書いてあるんですね。2項の2号に規定するっていうのは確かにピンポイントって言いますか、限定をしてるんですが、2号って書かなくても2項に規定するのは公開の議場における陳謝というのが、2号の1つしかないもので、2号無くても良いのかなということで括弧で括らせていただいております。2号でもより詳しいんですけども、議場における陳謝というのは2項には1つしかないもので、無くても大丈夫かなということで、括弧で括らせていただいております。

次に、元々の第3項でございますけども、条例第10条3項の規定による本会議での報告は、議長報告に次いで行う。また措置の内容の公表はホームページ、議会だよりで行うということで10条3項の条例の方は、議長は前項の措置を講じたときは、その内容を第6条第1項に規定する第5者に通知するとともに本会議で報告し、措置の内容を公表するということが書いてあります。10条3項に書いてあることは、代表者への通知と本会議の報告、それと措置の内容の公表が3項にまとめて書いてあるものですから、規程の5条4項はそのまま2項にまとめられるということで、10条2項を読みますが、条例第10条第3項に規定する代表者への通知は、審査結果通知書様式第6号によるものとし、本会議での報告は議長報告に次いで行う。また、措置の内容についての公表は議会ホームページ、議会だよりで行うということで、3項の取扱いを1本にまとめたという形でございます。この部分についても「本会議での報告は、議長報告に次いで行う。

また、「」を括弧で括っておりますけども、本会議などの報告のタイミングというのが、どのタイミングになるのか分からないなと思ったんですね。ですから、逆に本会議で報告するというだけ限定をしとけば、議長報告の次についていう必要は無いのではないかとということで、敢えて括弧書きでこの部分は要らないんじゃないかなということで、括弧で括っております。括弧を除きますと3項に規定する代表者への通知は審査結果通知書様式第6号によるものとし、措置の内容の公表は議会ホームページ及び議会だよりで行うという形にしたらどうかということでまとめております。とりあえず、この5条について協議いただければということで考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは第5条関係で、5条が4項まであったんですが、特に4項が会議規則を準用するというのは、あとでつけ加えた関係で下に書いてしまったんですが、10条2項ですから本来は、これは1番頭に来るべきものである。そこで、この1項と4項をまとめて第5条の第1項にさせていただいた。そういうことでございます。今説明がありましたとおりであります。何かありましたらどうぞ。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

5条の再確認をさせていただきます。

事務局から再度説明、5条の1項、2項。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは5条の確認でございます。お手元に配ったものでございます。第5条、条例第10条第2項、後ろの（第2号）は削除いたしますので、線で消していただければと思います。「10条第2項に規定する公開の議場における陳謝は、長与町議会会議規則第113条の規定を準用する。」で1項が終わりです。2項「条例第10条3項に規定する代表者への通知は、審査結果通知書（様式第6号）によるものとし、措置の内容の公表は議会ホームページ及び議会だよりで行う。」ということで、括弧書きの部分、ここも削除で消すということでお願いしたいと思ひます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、第5条の第1項、第2項については、以上のとおり変更して提案することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これで、このように決定をいたします。

次いで第7条にも朱書きでありますので、これについても事務局から説明を申し上げ

ます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

第7条になります。黒文字が現行と言いますか、前回までの条文になります。「対象議員は説明会に補佐人の出席を求めることができるが、補佐人の身分を証するものを添えて、事前に書面により議長に申請しなければならない」ということになっておりました。この条文を見たときにまず、「対象議員が補佐人の出席を求める」という、これは対象議員が主体なので、「出席させる」ですよ。「求める」じゃなくて「させる」にならないとおかしいと思ったことと、もう1つは「議長に申請しなければならない」、申請があるということは許可があると、不許可もあり得るということがあるので、これは届け出るだけで良いだろうと考えました。赤文字の1つ目ですが、「対象議員は説明会に補佐人を同席させることができる。このとき、対象議員を補佐人の身分の保障するものを添えて、事前に議長に届け出るものとする」、同席させると届け出る部分を変えただけです。その下のもう1つの第7条は、もっと短く文章縮めたんですけども、「対象議員は、事前に議長に届け出て、説明会に補佐員を同席させることができる」というふうにしても、すっきりするかなということで、2つの提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。今、2つの案を例示してくれましたけれども、当初の案は、確かに今説明があったように議会が求めるようなことになっておりましたので、これはやっぱり表現としては適切でないなということで、変更が望ましいと。変更する場合にその2つの例を示してくれておりますので、これについて議論をしたいと思っております。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

第7条で今皆さん方の意見を取り入れて最終的に決定した事項について、再度、事務局から説明をさせます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

第7条でございます。条文の方を読みませう。第7条、対象議員は、補佐人を出席させるときは補佐人出席届（様式第7号）により事前に議長に提出するものとする。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

以上のとおり修正をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

場内の時計で10時55分まで休憩をいたします。

(休憩 10時45分～10時56分)

○委員長(喜々津英世委員)

では、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、お手元に先程協議をしていただいて変更した内容について、1枚物の両面コピーを配りました。第5条第1項、第2項それから第7条。これの確認をお願いいたします。問題はなかろうと思います。これで規程の改正については、一応一区切りつけたいと思いますが、お手元に様式集があります。これについて、先程、第7条関係がまだ間に合いませんけれども、それ以外については準備をしておりますので、確認をしていただきたいと思います。

まず1枚目、様式第1号。これは第2条関係になります。審査請求代表者以下、注意事項まで書いておりますけれども、ここは前回から変えておりません。

次に様式第2号、これは第3条関係になります。審査請求代表者への却下通知書がこれによって行うという。中程の理由欄から下はその理由をここに書いて出すということになっております。

様式第3号が第4条関係であります。委員会の審査結果報告です。特別委員会の委員長から議長に提出する分になります。ここも前と変えておりません。ただ、何年何月何日付け審査請求について、長与町議会〇〇〇と、これはもう様式集ですからこのように書いております。以下同じです。

次の様式第4号は、4条関係ですけれども、これは対象議員に対して、議長から委員会の審査結果通知書を出す様式はこれになります。ここには、この余白の中程から下が余白になっておりますが、ここは、この文言の2行目の第9条第2項の規定に基づき別紙のとおり通知しますということですので、別紙を添付して出すと。

それから、次のページが様式第5号。これは第4条関係ですけれども、弁明の申し立ての書類がこれで行う。この枠内に書ききらないということであれば、別紙という形で提出をしていただくということになろうかと思えます。

それから、1番最後は様式第6号、第5条関係になりますけれども、これは審査請求代表者に対して委員会審査の結果報告と議会の措置について、請求代表者に送る様式であります。これには、別紙のとおり通知しますということで、書いております。

なお、審査結果につきましては、議会で議長報告をするとともに議会ホームページ上で、議会だよりも公表しますということもつけ加えております。これに先程の施行規程第7条の、様式第7号が1枚加わるということになります。この様式で何かありましたらどうぞ。

若干、休憩をとります。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

この様式集は、1号から6号まで添付しておりますけれども、7号につきましては、先程、施行規程第7条で様式を1つ加えるということを決定しましたので、その分除いて、この様式でやらせていただきたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これで様式については決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

政治倫理条例決定分ということで3枚物が入っておったかと思うんですが、ありますでしょうか。これについて、先程修正したものが1番最後の部分、7条第1項を6条に持っていったと、この部分の変更がしておりませんが、それ以外は先程承認していただきました部分については、ここに反映させておりますので、確認をいたしていただきたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今日最初に4か所の条例改正の分を皆さんに確認をしていただきまして、先程協議の途中で第7条の繰り上げの部分が出てまいりました。それ以外の部分について御説明をさせていただきます。倫理条例のお配りしたものを確認していただきたいと思いますが、まず倫理条例の下の2行目、長与町議会議員政治倫理条例（平成25年条例第22号）の全部を改正するというので、今回、元文と比べますと、改正部分が非常に多くて、改め文を作るより全部改正ということで行った方がすっきりするだろうということ、全部改正を提案したいと思っております。基本的にはこれまでずっと協議していただいた最終文面になってると思います。先程の7条の繰り上げ以外はですね。それ以外でちょっと法制担当の方にも一応、事前に確認をしていただいた部分がございます、要旨は変わりませんが、表現の部分を若干いじっておりますので、確認をいただきたいと思っております。まず、第4条の第4号、町の契約に関する所でございます。「町の契約に関して特定の者を紹介、」と言ってたんですが、ここは動詞の繰り返しの部分は、「し」を入れるということで、「紹介し、推薦し、又は防害し」ということで、「し」をこちらで勝手に入れております。それと1ページ目の1番下ですね。地方自治法の後ろの法律番号の括弧書きを追加しております。よろしいですか。昭和22年のくだりですね。

次のページに参りまして、この文のままいきますね。7条ちょっと繰り上げがありま

したけど、この紙の分での7条第1項の「議会運営委員会に諮問する」って終わっていたのを、「諮問するものとする」を追加してます。次の委員会の設置の会議規則の昭和39年、それと委員会条例の昭和35年の括弧書きを追加しております。

次の項の議会の措置についても「協議する」で終わってましたが、「するものとする」と変えております。それと、第7条の5ですね。「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員及び関係者に資料の提出及び説明を求めることができる」ということで、前回まで「並び」になっておりましたけども、たすき掛けということで、「及び」「及び」が正しいということでございましたので、「及び」に変えております。

第8条の中程、「委員会への資料提出」については、「資料の提出」の、「の」を入れております。

9条の頭ですけども、「委員会は、審査の請求」となってますけども、「審査請求を受けた日から」ということで、「の」を削っております。同じ条文ですけども、最後の審査結果を文書で「報告する」を「報告するものとする」と変えてます。9条の4項、議長は、前項の申立てがあつた場合、必要な措置を「講じる」ってなってますけども、「講ずる」です。法制的には「講ず」が正しいということで、「ず」に変えております。

最後のページに行きまして、10条3項ですが、「6条に規定する」を「6条第1項に規定する」、最後の措置の内容を「公表する」で終わってましたけども、「公表するものとする」と、動詞についてはものとするというのをつけるらしいです。

11条の1項の最後のところですけども、「開催することができる」の前に「、」を入れてくれということでございましたので、「認めるときは、開催することができる」というふうに法制の方と協議をして、こちらで変えておりますので、御確認をいただきたいと思ひます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま事務局からありましたとおり法制の方と確認をした結果、正しい送り仮名とか、言葉遣いとか、句読点とか、こういったものの修正があつておりますし、あるいは自治法とか、会議規則とか、委員会条例こういった後に制定の年、号、こういったもの入れるということでもあります。これについては最終的に6月5日の全員協議会の中で、こういったものは、これを修正したものを説明するというにしたいと思ひますので、ちょっと今日はその資料にはまだなつておりませんが、7条の関係で。こういったことでさせていただきたいと思ひています。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

じゃあ、これで基本的に我々議運として検討してきた政治倫理条例あるいは規程に関する協議をこれで一応終わらせていただきたいと思います。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例の場合に初めての改正で、全部改正ですたいね。初めてでしたよね。全部改正でそれも結構なんですけど、1番最後の附則には、改正の時期辺りが表示をされていかなければ、後々分からないんですよ。だから、この交付の日から施行するは施行して、1番最初の日付を括弧書きで入れて、それで次にまた同じ括弧書きで平成30年の6月何日と、そういう経過が分かるように整理をしておくべきということだと思います。条例はですね。そういうことで整理をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（喜々津英世委員）

今の答弁をお願いします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今の附則の部分でございますけども、当然、条例の本文には、最初の制定日、改正日、この全部改正が終わった後には全部改正という日にちが附則についていくという形になりますので、こちらの方で処理はしたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

これ全部改正っていうことで、この前の専決処分の時は名称を変えて新設したんですよ、条例をね。今度はそういう方法は取らないで、こういう方式にしたということで、どうなのかなと思って。これで良いと言うなら一向に構いませんけども。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

前回、専決条例は名称を変えるということで、名称、要するにタイトルそのものが変わったと。今回この政治倫理条例のタイトルを変えるのかということで考えると、この倫理条例というタイトルを変えるのであれば良いですけども、倫理条例の名前は変えられないということの判断で全文改正ということにしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

ないようでしたら先程繰り返しになりますが、以上でこの政治倫理条例あるいは施行規程に関する協議を終わりたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これは、一般質問答弁書の事前配布に係る提案ということで、先般4月18日の全員

協議会で説明しておりましたけれども、他議会の状況等について説明があり、次回に報告するというふうにしておったもので、この資料は前回分をベースに再作成、若干変更したところありますけれども、基本的には長与町の議会の現状については、基本的には変わってなかったと思います。中程から他議会の状況ということで、調べた範囲で書いております。事前配付の議会としてそこに9つ、北海道の芽室町が平成13年9月から、同じく北海道の福島町議会こういったものも早くからこういう取り入れをされております。9番目の嵐山町議会というのは埼玉県ですが、これは平成22、いつからというのがちょっと分からなかったんですが、ここも実行されております。これはその下に1番下に注として嵐山町議会は、一般質問通告書提出の際、答弁書不要と指定があれば事前配付をしない。そういう制度になっておるようであります。この事前配付をしてる議会の下の方に、注1で、以上は議会ホームページで公開されているものの一部を記載しております。議会のホームページでは確認できませんでしたが、東京都の羽村市議会の行政調査の報告書の中に、東京都のあきる野市と同じく東京都の福生市が事前配布を行っている。うちも取り入れたらどうかという趣旨の記述であったんですが、このあきる野市と福生市の事前配布に関する資料は確認できませんでした。それから、この事前配布の方法としては、2通り方法がありまして、1つは、もう最初から一般質問席で執行側と理事者側と対峙した対面方式を取っている所もあります。ここは一般質問を開始する直前に一般質問席の議員に配布をします。それから2番目が一般質問通告書の朗読は登壇して行い、再質問は一般質問席で行う。これはうちの場合と同じです。この場合、2つの方法がありまして、登壇する際に一般質問席に配布をします。それからもう1つは、登壇して一般質問を終わってから質問席に配布をしますこの2つの方法があるというふうに調査の結果はなっております。そして裏面が答弁書の事前配布に関する意見ということで、これはその下の枠の下に※で、意見は北海道遠軽町議会、議会だよりに載っておいたものを引用いたしました。ただここは、この当時ではまだ、すぐの実施は無理だというふうなことがありまして、その後の議会改革でどうなったかというのは、残念ながら議会のホームページ見ても確認できませんでしたが、賛成意見としては、1から5まであるように答弁を聞きながらメモを取るの大変。答弁書があれば再質問に集中できる。それから5まであります。反対意見が一問一答制なので答弁書は要らないはずだと。ここは例えば3問、うちの場合3問ですよ、1問の中にまた区切つてずっとしますよね。その1問毎に質問をし、答弁を聞くというやり方ですので、答弁書は要らないはずだと書いてます。理事者に申し入れするなら理由が必要。理事者側のメリットは無いと。それから3番目が議員の資質の問題。議員のわがままではないか。それから4番目が最初からあれこれ質問するから論点がずれるんだという。この論点がずれるんだという人のあとに左側の5番目に答弁書が無いため論点がずれる。これを防ぐんだというこういうやりとりがずっと。今多分、遠軽町議会はどっかで回しとつとかな。今、議会だよりのそれが今、回しておりますので、あとでご覧いただきたいと思います。

それからいよいよ長与町議会としてどういうふうにするかということをご提案をしておりますが、提案理由の1、2、3。3つ書いておりますので、これはもう目通しをしていただきたいと思います。前お配りして、若干変えておりますけれども整理しておりますので、要請内容としては、当該議員が登壇して行う一般質問通告書朗読後、質問席に配布すると。これが適切ではなかろうかなど。配布担当ということで総務部又は議会事務局による協議調整が必要と思われるが、印刷は総務部、配布は議会事務局による対応が望ましい。これは私の私見であります、書いております。答弁書の取扱いということで書き加えておりますけれども、答弁書の内容と実際の答弁が相違することも想定される。又、答弁内容は、「後日、答弁内容は」というのは、「会議録」はですね。後日、会議録を公開することから、事前配付される答弁書は議員のブログ、これはスマホ、表現はどうか分かりませんが、含むとしておりますけれども、ブログ等での公開、答弁書の第三者への配布等をしないものとする。これはある議会が、ここは答弁書を前日配布しとったところが、その議員が自分のホームページ、ブログにそれを載せたために議会で問題になって、議長から警告をされたという例がありましたけれども、やっぱりそういった意味では、これをやるとすれば、こういったものをきちっと議会体として決めておく必要があるとは思って、ここに書きました。したがって注意書きとして、もしこれを実施するという事になれば、議会の先例集、申し合わせ事項に明記する必要がある。その他、実施議会の中では、議会基本条例の議会及び議員と執行機関の関係の項に明記している所もありました。何箇所もありました。長与町議会としても条文追加を検討する必要があるかという提起をしております。例えば芽室町の例が簡単に書いておりましたのでやりますと、議会基本条例第11条第5項で、議員は一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書を基に討議の充実を図ります。そういったものが芽室町が簡単に書いてありまして、議会基本条例に入れるということになると、これは議会体と執行部との約束にもなるわけですね。あるいは基本条例そのものが町民との約束でもありますので、それも検討する必要はないかなということを取上げて載せております。以上で説明を終わります。

暫時休憩してちょっと議論したいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これについては、前回の全員協議会でも提案をしておりましたし、もうちょっと調べてというのもありましたので、この内容でとりあえず報告をさせていただきたい。岩永委員が早退されましたけれども、岩永委員そのものは是非これを実現するよという御意見でありましたので、つけ加えておきますけれども、全員協議会で提案をこれでさせていただきたいと、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それと、産業厚生常任委員会は所管事務調査に行かれたということ聞いております。総務文教も6月の27、28、29日。これで最終的に決まりそうであります。今、この議会運営委員会として議会改革等に関する事で視察をしたい所ということで、議会改革で早稲田大学のマニフェスト研究所でランキングの高い所、その県、例えば埼玉県とか、千葉県とか、東京近辺の大体1時間から1時間半ぐらいで行ける所のそれを調べた所を今、コピーをしてもらっております。調べよったら諫早市議会は、その中の2か所ぐらいには視察に行ったというのが、この1から9まで。行った所もあるよというのが多分あると思いますけれども、例えば埼玉県の所沢市議会は人口が34万3,993、議員が37。かなり規模の大きい所ですけども、ランキング2017は間もなく出る予定でしょうけども、所沢市は25位、情報共有という部分では135、住民参加は非常に進んでおる。機能強化も進んでランキングは高いと、埼玉県では1位。29年の視察の受け入れが25件とやっぱりかなり多いですね。議会改革あるいは議会活性化関連、あるいはタブレットの持ち込み導入、Facebookの活用、諫早市議会は議会の評価、議会の活動評価、議会基本条例に即した評価にこういったものが、議場コンサートもやっているんですけども、ここら辺についての視察もあっております。それから同じく埼玉県の三芳町議会というのは、3万8380ぐらい、15人ぐらいの議会ですけども、埼玉県内では2位。全体では47位。去年が8件受け入れをしておると。議場開放を含めた議場の利活用と情報共有というそういうことがなかなかやっておるようで、その視察があつとります。夜間議会あるいは休日議会、それから議会改革の取組、後は広報関係が2件あります。千葉県の流山市は総合順位が38位ですけども、視察の受け入れが26件ということで、そこに書いとるような、ここは移住定住、総務で行く時にはこういったテーマであるんですが、こういったものもあっております。それから町田市が非常に多くて、29年の下半期にいわゆる10月から3月まで47件。ところが、議会基本条例とか政治倫理条例は未制定なんですよ。だから多分、自治体のそれできちっと、自治基本条例か何かそういった中にされておる。ここは議会のICT化とかこういった問題、議員間討議の手法とかこういった問題でも視察に来られとる所が多かった。多摩市議会36件、こういうふうに結構。それから8番目、9番目は神奈川県ですけども、これが視察をどれくらい受け入れとるかという情報が私は見つけきれませんで、大磯町も。この中には多分行ったこともあると思いますけれども、こういったものが候補地として、一応どうなのか。ある程度、ここには行きたいなど。そうすると、ここよりもっと他に無いのかなというのがあれば、またそこら辺を中心に検討を重ねて、事務局と検討を重ねて行ききたいなど。皆さん方が何かここはどうかというのがあれば、また知らせていただきたい。それともう1点は、いつぐらい実施をするかと。議運としては事前の所管事務調査みたいな、それがありませんので、日常的な議会運営委員会の中で議

会改革問題について議論をせざるを得ないんですが、いつぐらいが実施した方が良いのか。もう7月は多分もう受け入れは難しいと思うんです。8月か暑い盛りにするのか、9月議会が終わって10月。

局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

6月に断られた所は、まだ議会中ってことです。

○委員長（喜々津英世委員）

やっぱり大きな所に行けばそう簡単にいかんでしょ。時期としてまずいつぐらいが。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

今、行政調査の予定先一覧表ということでお配りをしてしておりますけれども、ここら辺を中心に議会改革の参考になる所について調査をしたいということで思っております。なお、時期的には非常に難しいものがあるんですが、先程7月の30、31日、1日と夏の期間中ですので、若干航空運賃等が高くなりますけれども、ここら辺で計画を一応、第1案としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

そういうことで準備をしてみたいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと住民の方から言われたことがあって議長の方にお問い合わせになるのかなというふうに思いますが、各種報告書を作成をしておりますけれども、委員長が視察研修等の報告をされる場合、私たちはその所見だけで良いわけですけれども、アカデミーに出席した場合の報告書というのは、特別に6人が行かせていただいている研修ということで、それはもう皆さんの代表じゃないけど特別に勉強させていただいたというところで、きちんとした委員長報告に匹敵するぐらいの詳しい報告が必要じゃないかという意見がございましたので、確かに言われたらそうだなと思って、まず、提出した際にその確認なり、報告書は上がりますからホームページに。だから、そこら辺をちょっと近いうちにも考えていただけたらなというふうに思いちょっと提案をさせていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

議長なんかありますか。

○議長（内村博法議員）

全員協議会で今度上がってくるから、その時に十分であれば、申し分なければその判

断をしようと。どうしてもそのそういう不具合があれば、その時にまた考えましょう。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

別件で、議場の改修に伴う、前回、全員協議会でも議員にも報告をして欲しいという部分もあったんで、あの時私もタブレットを導入する時に他の議会では一部の議員が中心となって、タブレットの導入方法だとか、導入の経過をずっと関わってきたというふうな部分があって、同僚議員からも議員の要望も含めた改修にできれば1番良いんじゃないかっていう形なんで、そこが是非検討できないかなというふうに再度お願いしたいというふうに思いますんで、よろしく御検討ほどお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

よその基本条例を見るとやっぱり議会費の予算の確保という部分について、きちんと議会基本条例で謳っておるという所があるわけです。そういう所はやっぱりきちんと執行側、議会事務局、議会側とのすり合わせがきちんとやった上で、議会体として予算の確保について要請をするというシステムのようにすけれども、そういったものがないかなというふうにちょっと今後の議会改革の中の1つにそういったものもやっておりますので、おいおいそこら辺も提案をさせてもらいたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

同僚議員が懸念してるのは、やはり今改修されている放送システムですたいね。どれぐらいのものができるのか漠然としてよく分からない。単なる改修だっていうふうに終わりそうな状況もあるっていうふうな話で、その中でもこういうのができないのかっていうふうな、そういう意見が議員側としての意見とのそういうすり合わせっていうかこういう部分、例えばモニターが1つでも設置できればっていうふうな、そこが今回の改修でできんとやろかっていうふうな話なんで、そこが次の今後の議会改革の1つじゃなくて、今、改修してる部分の議員の意見を聞く場だとか、意見を言う場だとか、そういう所があって、だからそれは議運がやるというのは僕も議運で良いと思うんですけどね。そういうのをちょっと検討していただきたいなというふうに思ってますね。

○委員長（喜々津英世委員）

これは前回の全協の時にも饗庭議員からそういう質疑があつて、富永課長からも答えておりますので、そういった意味ではもう我々も分かっておりますので、やっぱり議会運営委員会としてもそういう問題を取り上げてやっていきたいなと思っております。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

改修の件ですけども、既に入ってるのかどうか。既に入ってるのであればもう見積もりを取っていると思うんですよ。そこでまた新たに再見積りとか工期の期間とか関わ

ってくるので、もう少し熟慮してからの方が良いのではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今現在、いろんな業者、いろんなシステムございますので、そういうものを情報収集しているような状況でございます。6月議会が今からすぐ始まりますので、終了後にはある程度仕様書と言いますか、こういうものが必要だと、こういうものを変えんといかんというような機器の仕様書を作っていくような段取りで考えております。6月、7月ぐらいのタイミングで仕様書を固めた感じで、各事業所に見積もりと言いますか、そういうものを投げて、どのくらいの反応があるものか。それを持って、その後プロポーザルの方式を基本的には取って、9月議会の前までにはある程度こういうものについていうか、骨格と言いますか、そういうところまで決めていければなと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員の言うことも饗庭さんの言うことも、そういう部分に議会体として関わっていく必要があるはしないかという意味でこの前も質問されとった。今、河野委員もそうですけれども、事務局として考えておることを総務文教常任委員会に投げかけて、一定の理解を得た上で進めていくという部分は大事じゃなかろうかなと思います。そこら辺についてはどう考えておるのか。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

前回、全協でもお話、それと当初予算の審査の時にもお話はさせていただいたと思っておりますけども、基本的には庁舎管理の管財課が予算を握って、庁舎管理の老朽化対策というのが大前提です。その中で、今アナログであったカメラをデジタル化するという部分、音声についてもアナログであったものをデジタル化すると。それが大原則と言いますか、老朽化対策という意味では基本的にはそこまでです。それに対してどこまで盛り込めるかという部分は、当然、盛り込めるだけ盛り込めた方が良いですけども、予算的に納まるのか、納まらんのかというところでございます。2,300万という数字が今、当初予算についてですけども、この部分については、時津町議会が何年か前に入れ替えた時の実際の契約金額。それとどこか離島の入替えた所の実際の落札額を前提に予算がついておりますので、それも音声と映像のシステムの全面取り替えですよ。ですから、それに見合った予算しか取っていませんので、最低限そこまでは押し込まないといかんということ考えてますけども、それに納まるだけのところまでしか、多分プラスアルファであれもこれもというところができるとは言えないので、最低限させていただくという説明になっているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今の段階ではそこまでしか言えんのかなと思っておりますけれども、我々としては、音声とか何とか言いながら、そういう言葉だけで、実際は全く分かりませんので、ある程度やっぱり具体的な資料を元にして協議ができればありがたいと思うんです。これは又、今後の問題として検討させていただきたいと思います。

本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

(閉会 12時07分)